

「ON・OFFのまち吉野」企業等応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、働き方改革の推進によりテレワーク等多様な働き方が可能とされ、今後も発展加速が予想される中、吉野町（以下「本町」という。）での事業実施、サテライトオフィス等の設置や移転を検討している事業者又は個人事業主に対し必要な補助を実施し、企業等誘致による本町経済の活性化、町民生活の向上、空き家対策及び移住定住促進に資することを目的として予算の範囲内において「ON・OFFのまち吉野」企業等応援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、吉野町補助金等交付規則（平成12年吉野町規則第23号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社及びその他これに類するもののうち法人格を有するものをいう。
- (2) 個人事業主 継続、反復で事業を行っている個人で、開業届を提出しているものをいう。
- (3) サテライトオフィス等 本町に既設されており、通信回線の活用により本社と同等の業務が実施可能な当該本社との遠隔地に設置される事業所等をいう。
- (4) 空き家等 本町にある家屋で、売買契約又は賃貸借契約を締結した物件をいう。
- (5) 空き店舗等 本町にある過去に店舗若しくは事務所の形態をとっていた建築物又はこれに付随する工作物及びその敷地をいう。
- (6) 中間確認日 当初の交付確定日から3年を経過する日をいう。
- (7) 最終確認日 当初の交付確定日から5年を経過する日をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する事業者又は個人事業主とする。

- (1) 交付申請時において、賃貸借契約等の締結によりサテライトオフィス等を利用していること、又は売買契約若しくは賃貸借契約等の締結により空き家等及び空き店舗等を所有若しくは借用していること。
- (2) 交付申請時において、サテライトオフィス等の利用を除き、本町に事務所又は事業所を有していないこと。
- (3) 交付申請時において、本町に住民登録がないこと。
- (4) 最終確認日を超えて継続して本町内を事業拠点にする意思があること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (6) 吉野町建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領（平成21年2月施行）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）第30条に基づく破産手続開始の決定がなされていないこと。
- (8) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押え等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払が不能となっていないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となっていないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）第41条の規定に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法（平成11年法律第225号）第33条の規定に基づく再生手続開始の決定の事実がないこと。
- (10) 会社法第514条に基づく特別清算開始命令がなされていないこと。
- (11) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (12) 過去において、以下の行為をしていないこと。

- ア 本町との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 本町が執行した競争入札若しくはせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を妨害し、若しくは不正な利益を得るために談合した者
 - ウ 本町と事業者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 本町の地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項に規定する監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げた者
 - オ 本町との契約において正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (13) 次の事業又はそれに類推する事業の実施又は実施予定をしていないこと。
- ア 風俗営業又はそれに類する事業、犯罪に関わる又は助長する事業、公序良俗に反する事業及びその他街区の品位や価値を損なう事業
 - イ 騒音・振動・塵埃・視覚的不快感・悪臭・電磁波・危険物等を発生又は使用する等、周囲に迷惑を及ぼすような事業
- (14) 次の者等ではないこと。
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条に規定する団体又はその構成員等の統制下にある団体
 - イ 暴力団の構成員、暴力団準構成員（暴力団以外の者であって暴力団の周辺にあり、これと交わりを持ち暴力団の威力を背景に、暴対法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うおそれのある者、又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等、暴力団の維持、運営に協力又は関与する者）、暴力行為の常習者又はそのおそれのある者
 - ウ 法務省による「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」

に規定する反社会的勢力

エ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体

(15) この要綱による補助金の交付を受けていないこと。

（補助金対象経費）

第4条 補助金の対象経費は、別表1に掲げるものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において補助対象経費の2分の1とする。

2 サテライトオフィス等利用の場合、1者あたり上限500,000円、空き家等及び空き店舗等利用の場合、1者あたり上限1,000,000円とする。

3 前項の場合において、当該補助金による事業において町内在住者を新たに雇用する場合、又は別表2に定める業種に係る事業を営む事業者若しくは個人事業主については優先業種とし、申請時に自身のスキル等で町PRや町内産業との連携を計画し本町が効果的であると認めた場合、補助金の額に10分の1を乗じた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を上乗せする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「交付申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に、次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) サテライトオフィス等の利用又は空き家等及び空き店舗等の利用が確認できる書類の写し

(3) 市区町村の納税証明書

(4) 交付申請者の登記簿謄本（履歴事項証明書）

(5) 交付申請者が個人事業主の場合、登記簿謄本に替わる交付申請者の住民

票の写し及び個人事業主を証明する書類の写し

- (6) 雇用就労関係が証明できる書類の写し（前条第3項に該当する場合）
- (7) 町のPR方法及び町内産業連携方法を記載した計画書（前条第3項に該当する場合）。ただし、計画書の様式は任意とする。
- (8) その他町長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第7条 町長は前条の規定により申請があつたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の可否及び金額を決定し、補助金交付決定（変更）通知書（様式第3号）又は補助金不交付決定通知書（様式第4号）により交付申請者に通知するものとする。

2 前項の補助金の交付決定をする場合において、第4条に掲げるもののほか、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) サテライトオフィス等、空き家等及び空き店舗等の事業拠点を確認するための報告及び実地調査に応じること。
- (2) 最終確認日を超えて、サテライトオフィス等、空き家等及び空き店舗等を事業拠点にして継続して事業を行うこと。
- (3) 町長は、補助金交付の目的を達成するため、その他必要な条件を付することができる。

（計画変更の申請等）

第8条 前条に規定する補助金交付決定（変更）通知書により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が第6条の規定による申請の内容の変更をするときは、補助金変更交付申請書（様式第5号）に変更に係る資料を添付し、町長に提出しなければならない。

2 交付決定者は、事業を中止又は廃止する場合は、補助金中止（廃止）申請書（様式第6号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、既に補助金の交付を受けた補助事業については第10条の規定を準用する。

3 町長は、第1項の変更等申請内容を審査した結果、既に決定した補助金額に変更等が生じたときは、前条の規定を準用し、交付決定者に通知するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第9条 交付決定者は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(交付決定の取消し)

第10条 町長は、交付決定者が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当したときは、交付決定の全部又は一部を取り消した上、補助金返還命令書(様式第7号)により、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 虚偽の申請又は不正行為により、補助金の交付を受けたとき 全額

(2) 中間確認日までに町内を事業拠点にした事業を終了したとき 全額

(3) 中間確認日から最終確認日までに町内を事業拠点にした事業を終了したとき 半額

(4) 交付決定の内容又はこの要綱に違反したとき 全額

2 交付事業者は、前項の補助金返還命令書により補助金の全部又は一部の返還を命じられた場合、当該返還命令書により当該補助金を返還しなければならない。

(利用状況報告書の提出等)

第11条 補助金の交付を受けた者は、中間確認日及び最終確認日における町内の事業拠点について、中間確認日及び最終確認日から30日以内に、補助金利用状況報告書(様式第8号)に、事業の継続が確認できる書類の写しを添えて町長に報告しなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、補助金交付決定の内容に従い、誠実かつ善良な意思をもって事業を遂行しなければならない。

3 町長は、当該事業の成果が補助金交付決定の内容に適合しないと認めるときは、事業者に対し、適合させるための是正措置をとることを求めることができる。

(実績報告)

第12条 交付決定者は、補助金に係る改修及び備品購入等が完了したときは、補助金実績報告書（様式第9号）に次の各号に掲げる書類を添えて、速やかに町長に報告しなければならない。

- (1) 改修及び備品購入等に要した経費内訳が確認できる書類又は領収書の写し
- (2) 改修前、改修後の現場写真、又は購入した備品写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金交付額の確定)

第13条 町長は、前条の実績報告があったときは、これを審査し、必要に応じて現地等を調査し、相当と認めたときは、補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第10号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第14条 町長は、前条の規定による補助金の額を確定後、補助金を交付するものとする。

2 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第11号）を町長に提出するものとする。

(他法令との関係)

第15条 当該補助金対象経費が、国、県及び町の規定に基づき交付を受けるその他補助金等の対象経費として含まれていないこと。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表1（第4条関係）

区分	補助対象経費
取得費・賃借料	・サテライトオフィス等、空き家等及び空き店舗等の取得又は賃借に要する経費
整備費	・空き家等及び空き店舗等の改築、模様替え（構造部である壁や間仕切りなどの変更を行うための工事）その他の改修（経年劣化した部分の原状回復を図る改修等を含む。）に要する経費 ・電気、水道、通信関連の敷設に要する経費 ・空調、セキュリティ関連の整備費
備品購入費	・事業に必要な備品又は器具 ・一般的なオフィス等の機能として必要な備品
施設運営維持費	・サテライトオフィス等、空き家等及び空き店舗等の運営、維持に要する経費（光熱水費、通信費、消耗品費等）

別表2（第5条関係）

優先業種
(1) デジタルコンテンツ制作関連（映像、映画、アニメ等制作者等）
(2) システム開発・プログラミング関連（システムエンジニア、プログラマー等）
(3) CG・ゲーム制作関連（ゲームクリエイター、サウンドクリエイター等）
(4) 音楽・アート・芸能関連（作曲家、作詞家、画家、陶芸家等）
(5) インテリア・設計関連（インテリアデザイナー、インテリアコーディネーター、建築家等）
(6) ドローン関連（測量、農業、物流、撮影、スクール等）
(7) 技術開発・製造加工関連
(8) その他町長が認めるクリエイティブ事業（作家、ライター、編集者、フードコーディネーター等）

